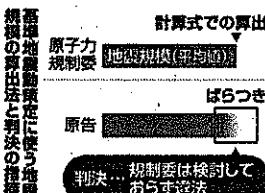


大飯原発3、4号機（奥）。手前  
は1、2号機＝福井県おおい町、  
本社ヘリから、金居達朗撮影

# 大飯原発 設置許可取り消し

- ・関西電力が算定した基準地盤動の算定要案となる地震規模は平均値である
- ・実際には平均値から大きく乖離することが想定されるが電気はそれを考慮して地震規模を上乗せすべきか検討していない
- ・原子力規制委員会の審査、判断は上乗せを検討しておらず、違法である



3、4号機(福井県おおい町)の安全性能問題があるとして、近畿6府県や福井県などの住民約1300人が、国の原子力規制委員会が関電に与えた設置許可の取り消しを求めた訴訟の判決が4日、大阪地裁であつた。森義一裁判長は、規制委の判断に「着想しがたい不合理がある」と述べ、許可を違法として取り消した。

▼ 2面=摺り抜き幹絆、5面=関電経営は、10面=社説、31面=判決裏裏、33面=原告・地元は東京電力福島第一原発事故後、設置許可の取り消しがある。認めた司法判断は初めて。仮処分ではない、確定まで原発の稼働を止めらる効力はないが、定期検査で停止中の3、4号機の再稼働を決める原発の安全性の根拠となる値だ。基盤地震

東日本大震災後、再稼働した関西電力の原発、大飯3、4号機(福井県おおい町)の安全基準問題があるとして、近畿6府県や福井県などの住民約130人が、国の原子力規制委員会が開闇に与えた設置許可の取り消しを求めた訴訟の判決が4日、大阪地裁であつた。森鷗外「裁判長は、規制の判断に『看過しがたい不合理がある』と述べ、許可を違法として取り消した。

▼2面=播磨・根幹、5面=関電経営は、10面=社説、31面=判決要旨、33面=原告・地元は

制委が内規にある「審査ガイド」に従って審査する。大飯3、4号機の基礎地盤動は最大8.5-6ガルとなり、規制委が2017年に設備を許可。閑電は安全対策を施した。

判決は、基盤地盤動の定め方について「審査ガイド」に福島原発事故後にあらたに加わった「(計算式の持つ)ばらつきも考慮する必要がある」という文に着目。その意味を、震源に蓄及。その意味を、震源

# 災害想

## 解説

東京電力福島第一原発  
故は、建設認定の良さが  
刻な事態につながった。  
の後相次いだ運転差し  
めの司法判断はいずれも  
地震の揺れや火山噴火などを指摘した。事故の影響  
大きさを踏まえれば、戦  
り原

## 災害想定の不十分さ指摘

解説

走の不十分さ指摘  
東京電力福島第一原発事  
故は、津波想定の甘さが深  
刻な事故につながった。そ  
の後相次いでいた運転差し止  
めの司法判断はいすれも、  
地震の揺れや火山噴火など  
自然災害の想定の不十分さ  
を指摘した。事故の影響の  
大きさを踏まえれば、厳し  
い目が挂がるのは当然だ。  
自然現象を確実に予測さ  
ることはできない。だから  
こそ、規制委は様々な可能性を  
考慮し、厳しい姿勢で審査に臨ん  
できたはずだ。しかし今回の判決は、  
耐震設計の根幹となる基準

審の過程が問われれば、ほ  
かの原発にも波及する可能性  
がある。規制委は強く要  
け止める必要がある。

今回の判断は、原発が司  
法判断に左右される不安定な  
エネルギーであることを改  
めて示した。政府は温帯  
化対策でも原発に期待する  
が、激しい自然災害が起  
る日本列島にふさわしく選  
択肢なのか。本質的な議論  
が求められている。

に何らかの上乗性を有する必要性の有無を検討すべき趣旨とした。そのうえで、開電の基準地盤動を検討。地盤動などの測定データに基づく「平均値」と指摘したうえで、平均値と乖離するもの検討をもつておいたが、指摘は「計算式で算出される地盤動規範式」を、「いつまでも許可を申請することなく許可をえた」と指摘。こうした判断過程は踏過しなかった。誤解、欠陥があるのでして許可を法違と認定し、取り消した。

地盤運動の審査過程の不備を指摘した。計算が過小評価でないか吟味する必要があるのに検討した形跡がない」と述べた。  
されば、四国電力は方針決定を怠るべく約2年半の歳月を費したのである。日本による審査の専門性を認めつつ、手続きが不合理な点があるかどうかを重視した。同じように審査の過程が問われれば、日本

12/5  
朝日

# 原発審査 摆らぐ根幹

## 安全性検討 国の不備批判

### 判決

◆ 高速増殖炉「もんじゅ」 2003年、名古屋高裁金沢支部  
原子炉の設置を許可した国の安全審査に誤りや欠陥があった

◆ 志賀原発2号機 06年、金沢地裁  
想定を超えた地震で事故が起り、被害を受ける可能性がある

◆ 大飯原発3、4号機 14年、福井地裁  
審法上の人格権が侵害される具体的な危険性がある

大飯原発3、4号機 20年、大阪地裁



### 仮処分決定

◆ 高浜原発3、4号機 15年、福井地裁  
国の新規制基準はゆるやかすぎ  
安全は確保されない

◆ 高浜原発3、4号機 16年、大津地裁  
地震・津波への対策や避難計画に疑問。  
安全性の説明が不十分

◆ 伊方原発3号機 17年、広島高裁  
阿蘇山（熊本県）の過去最大規模の噴火で  
火砕流が到達するおそれ

伊方原発3号機 20年、広島高裁  
異議申し立てを受けた広島高裁が審理中  
原発付近に活断層がないとした調査は不十分。  
噴火の想定も過小評価



### 関西電力大飯原発

4基あり、3号機は1991年に、4号機は93年に営業運転を始めた。3、4号機の出力はいずれも118万キロワットで、関電の原発の中で最大。東京電力福島第一原発事故後、全国の原発で初めて2012年に再稼働した。現在は定期点検中。



関西電力大飯原発3、4号機の設置許可を取り消した4日の大阪地裁判決は、原子力規制委員会の審査姿勢を「看過しがたい過誤、欠落がある」と厳しく指摘した。原発の安全審査を続けてきた規制委にも、各地で再稼働を目指す電力各社や政府にも、影響を与えることになりそうだ。

▼参考

村三夫弁護士はそう力を込めた。

今回の判決が示した判断の根底にあるのは、来年3月で発生から10年を迎える東京電力福島第一原発事故の教訓だ。

国の原子力規制委員会は2013年に過誤事故や地震、津波、テロなどの対策を強化した原発の新規制

### 大阪地裁判決

## 時刻

## 揺れ想定 全原発で同じ計算式

「審査の結果には十分自信を持つている。否定されたのはショックだ」  
新規制基準に基づく大飯

原発3、4号機への許可を「違法」と断じた大阪地裁判決に、審査を担当する規制委の関係者は驚きと動搖

原発3、4号機への許可を「違法」と断じた大阪地裁判決に、審査を担当する規制委の関係者は驚きと動搖

原発3、4号機への許可を「違法」と断じた大阪地裁判決に、審査を担当する規制委の関係者は驚きと動搖

原発3、4号機への許可を「違法」と断じた大阪地裁判決に、審査を担当する規制委の関係者は驚きと動搖

基準をつけられた。あらゆる事態を想定し、高いレベルの安全性を求めるとして、二度と懲罰を起こさない姿勢を打ち出したものだ。

今回、最大の争点となつたのは、想定される最大規模の地震の揺れ「基準地震動」の正しさだ。これまで原発の耐震設計を備えるのかなど安全性の根幹となる

地盤規模の「平均値」よりも、数値が大きくなる可能性を考慮すべきだという「積極的な意味が込められ

る」という文が加わった経緯や趣旨について、専門ガイドの中には「計算式

のもつぱりつきも考慮する」という文が加わった経緯や趣旨について、専門ガイドの中には「計算式

に倣して「平均値」が使われたものだ。一方、今回も「もつぱりつき」の考

慮の仕方にについて、原告側は「規制」の計算方法をめぐつて主張が対立した。

判決は、福島原発事故後に倣して「平均値」に常に「もつぱりつき」の考

慮の仕方にについて、原告側は「規制」の計算方法をめぐつて主張が対立した。

過去の司法判断は、避難地震動は「平均値」が使われたものに過ぎず、「ぱりつき」の考慮がされていなかった。一方、今回も「もつぱりつき」の考

慮の仕方にについて、原告側は「規制」の計算方法をめぐつて主張が対立した。

過去の文献などから地震を起す断層の面積や長さを定め、地震規模を算出し、各原発で想定される最大の揺れをはじき出す。規制委はそれが妥当かどうかを審査する。

東京電力福島第一原発事故を受けて生まれた規制委にとって、自然災害で「想

定外」を繰り返さないことを想定するは至上命令。大飯3、4号機の再稼働に向けた審査では、基準地震動を関電が申請した700ガル（ガルは揺れの勢いを示す加速度の単位）から約1・2倍の856ガルに引き上げさせ、新基準を満たすと認められた。

規制委からみれば、不確かさやばらつきを十分考慮したつもりだった。断層面積は、敷地に近い三つの断

地盤の再計算によっては、基準地震動を関電が申請した700ガル（ガルは揺れの勢いを示す加速度の単位）から約1・2倍の856ガルに引き上げさせ、新基準を満たすと認められた。

今回の判決では、新基準や審査ガイドの見直しを迫られたわけではない。これまで規制委の審査

を否定する司法判断は何度もあったが、上級審で覆ってきた。別の関係者は「最高裁判で判決が確定したわけではなく、ほかの審査に影響が出ると考えるには早

い」。

（桑原紀彦）